平成28年	5　月	198,740	—
	6　月	214,280	—
	7　月	229,760	—
	8　月	245,190	—
	9　月	260,570	—
	10　月	275,900	—
	11　月	291,180	—
	12　月	306,410	—
平成29年	1　月	321,590	—
	2　月	336,730	—
	3　月	351,810	—

別表第三十九（第七条第二項関係）〔平成29年３月までの間に平成６年改正法附則第11条第７項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		平成６年改正法附則第11条第７項第４号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月 平成27年 4月	前納する月 平成27年 10月
平成27年	5　月	昭和20年５月２日から昭和20年６月１日までに生まれた者	円 15,540	円 —
	6　月	昭和20年６月２日から昭和20年７月１日までに生まれた者	31,030	—
	7　月	昭和20年７月２日から昭和20年８月１日までに生まれた者	46,470	—
	8　月	昭和20年８月２日から昭和20年９月１日までに生まれた者	61,850	—
	9　月	昭和20年９月２日から昭和20年10月１日までに生まれた者	77,190	—
	10　月	昭和20年10月２日から昭和20年11月１日までに生まれた者	92,480	—
	11　月	昭和20年11月２日から昭和20年12月１日までに生まれた者	107,710	15,540
	12　月	昭和20年12月２日から昭和21年１月１日までに生まれた者	122,900	31,030
平	1　月	昭和21年１月２日から昭和21年２月１日までに生まれた者	138,040	46,470
	2　月	昭和21年２月２日から昭和21年３月１日までに生まれた者	153,130	61,850
	3　月	昭和21年３月２日から昭和21年４月１日までに生まれた者	168,170	77,190
	4　月	昭和21年４月２日から昭和21年５月１日までに生まれた者	183,160	92,480
成28年	5　月	昭和21年５月２日から昭和21年６月１日までに生まれた者	198,740	—
	6　月	昭和21年６月２日から昭和21年７月１日までに生まれた者	214,280	—
	7　月	昭和21年７月２日から昭和21年８月１日までに生まれた者	229,760	—
	8　月	昭和21年８月２日から昭和21年９月１日までに生まれた者	245,190	—
	9　月	昭和21年９月２日から昭和21年10月１日までに生まれた者	260,570	—
	10　月	昭和21年10月２日から昭和21年11月１日までに生まれた者	275,900	—
	11　月	昭和21年11月２日から昭和21年12月１日までに生まれた者	291,180	—
	12　月	昭和21年12月２日から昭和22年１月１日までに生まれた者	306,410	—
平成29年	1　月	昭和22年１月２日から昭和22年２月１日までに生まれた者	321,590	—
	2　月	昭和22年２月２日から昭和22年３月１日までに生まれた者	336,730	—
	3　月	昭和22年３月２日から昭和22年４月１日までに生まれた者	351,810	—

別表第四十（第七条第三項関係）〔平成29年２月までの間に法第89条第２項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

法第89条第２項による申出に係る期間が終了する予定年月		前納する月 平成27年 4月	前納する月 平成27年 10月
平成27年	4　月	円 15,540	円 —
	5　月	31,030	—
	6　月	46,470	—
	7　月	61,850	—
	8　月	77,190	—
	9　月	92,480	—
	10　月	107,710	15,540
	11　月	122,900	31,030
	12　月	138,040	46,470
平	1　月	153,130	61,850
	2　月	168,170	77,190
	3　月	183,160	92,480
	4　月	198,740	—